

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さぼうと21（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(公開すべき情報)

第3条 この法人が公開すべき情報は次のとおりとする。

- 一 定款
- 二 事業計画
- 三 収支予算
- 四 事業報告
- 五 貸借対照表
- 六 損益計算書
- 七 財産目録
- 八 理事会、評議員会の議事録

(利用者の責務)

第4条 情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第5条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第6条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

(書類の備置き等)

第7条 この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、当法人の主たる事務所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 第7条第2項に基づく書類の閲覧等の申請は、閲覧申請日、閲覧者氏名及び住所、閲覧対象文書名、閲覧情報の適正利用制約文言を記載した適宜の書面を提出して行うものとする。

2 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第10条 この法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。